

令和4年1月26日

保護者各位

寒川町長 木村俊雄  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策への協力について（依頼）

日頃より、保育行政に対して多大なご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和4年1月19日、国は、神奈川県を含む首都圏1都3県などに対して、1月21日から2月13日までの間、特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用を決定しました。

新型コロナウイルスのオミクロン株により、子どもの感染が広がりを見せ、子ども同士の感染に加え、子どもからご家族への感染が広がっております。小中学校では学級閉鎖など、他市町の多数の保育所等では臨時休園を実施している状況がございます。

神奈川県の実施方針において、保育所等の運営は、感染拡大防止対策を徹底しつつ、原則開所をお願いしているところです。町内各施設においては、できる限りの感染防止対策を講じながら、児童の保育を継続しております。

これまで以上の感染防止対策が必要な状況であることから、ご家庭においても、お子様に発熱や咳などの症状が見られた場合はもちろん、登園前日に発熱があった場合やお子様の体調にいつもと異なる様子が見られる場合等にも、登園をせずに医療機関を受診してください。施設から配布しております抗原検査キットなども有効にご活用ください。

また同居のご家族などに体調が優れない方がいらっしゃる場合など、園児の登園はお控え頂くようお願いいたします。園児、同居のご家族がPCR検査、抗原検査などを受けることになった場合は、速やかに保育所等にご連絡をお願いいたします。

ご家族、お子様を守るためにも上記についての登園自粛にご協力をお願いいたします。

お問合せ先：寒川町役場 学び育成部 子育て支援課  
保育担当 内線 151～154